



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40

大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

いよいよ消費税率が 10%に! キャッシュレス・ポイント還元制度をご存知ですか?

いよいよ10月から消費税率が10%にアップします。今回はそれと同時にスタートするキャッシュレス・ポイント還元事業についてご紹介します。

キャッシュレス・ポイント還元事業とは、税率引き上げにより消費者の税負担が増えることに対し、少しでも負担が緩和されるよう、クレジットカードや電子マネーなどの決済方法で支払いを行った際に、最大5%のポイントが還元されるという国の政策になります。

キャッシュレス・ポイント還元事業(キャッシュレス・消費者還元事業)の概要

<期間> 2019年10月～2020年6月までの9か月間

<対象決済手段> クレジットカード・デビットカード・電子マネー・QRコードなど電子的な決済手段

<ポイント還元が受けられる対象店舗等> 加盟店登録している中小・小規模事業者

<還元率> 最大5%

消費者として利用するには

キャッシュレス決済といえば、その代表格はクレジットカードでしょうが、その他にも、今では多くの人が利用している電子マネー(交通系のニモカ・SUGOCAや楽天Edy・nanaco・WAONなど※)や、最近では〇〇ペイのようなQRコード決済の種類がどんどん増え続けているのを見かけるかと思います。

10月から、このようなキャッシュレス決済で支払いをした場合に、原則として購買金額の5% (フランチャイズなどの店舗では2%) をポイントで還元してくれるという制度です。ただし、すべての店舗が対象となるわけではなく、上記にも記載のありますように加盟店登録をしている中小事業者の店舗が対象となります。対象店舗かどうかは ←こちらのマークで確認できるようになっています。このマークを掲載している店舗のみが対象となりますので、お支払いの前にご確認ください。

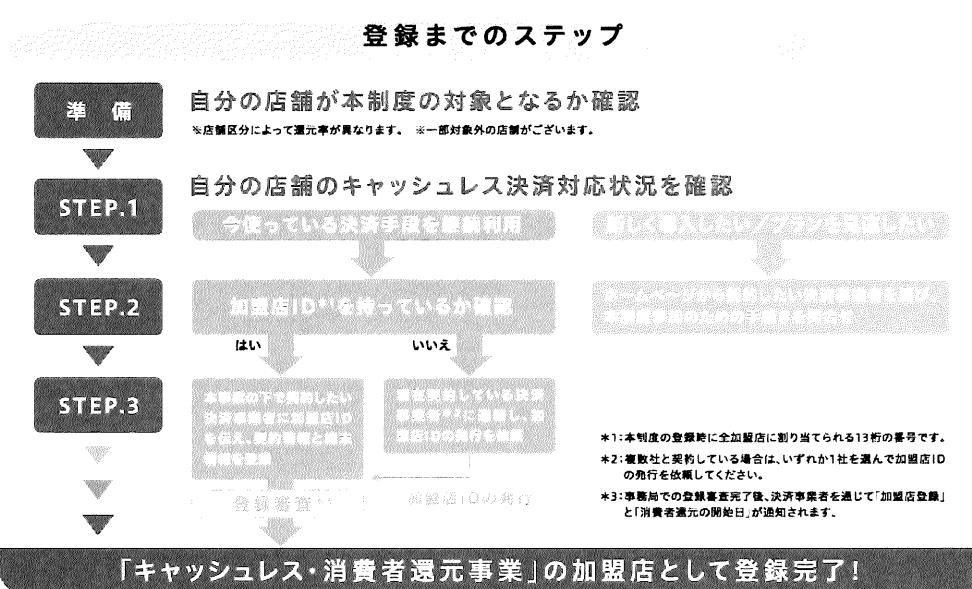
日頃は現金派の皆さんも、これを機にキャッシュレス決済をしてみてはいかがでしょうか。

※交通系電子マネー「はやかけん」は、今回のポイント還元の対象外です。

事業者として利用するには

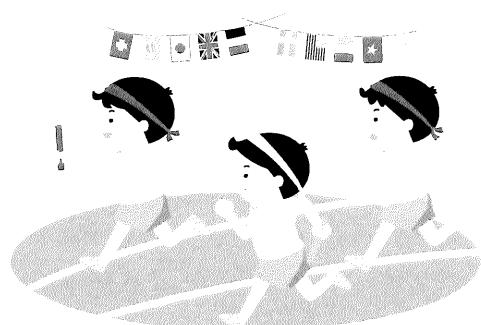
飲食店・理美容業・小売店などを営んでいる会員の皆さまの中には、キャッシュレス決済を導入している方も多いことと思います。またネットショップを営んでいる方にとっては、キャッシュレス決済が欠かせません。そういった方は事前に加盟店登録をして、キャッシュレス・ポイント還元事業に参加しないと、お客様によっては「ポイントが付かないなら別の店を利用しよう」と思い来てくれなくなる…ということにもなりかねません。まだ手続きをしていない方は、10月以降でも2020年4月末までは加盟店としての登録が可能ですので、検討してみてはいかがでしょうか。

加盟店登録への流れ



※加盟店登録にあたり、開業届や確定申告書等の提出が必要となる場合があります。書類の紛失等で提出書類が見当たらない場合は当会までご連絡ください。

参考：<https://cashless.go.jp/>



こくら 青申会情報

〒802-0081 北九州市小倉北区紺屋町13-1 毎日西部会館9階
TEL (093) 511-1588 · FAX (093) 511-1584
ホームページアドレス <http://www.aoiro-k.com>
Eメール: cocoaoiro@aoiro-k.com

vol.58

消費税の届出書の提出はお済みですか？

消費税の申告には各種の届出書が必要です（令和2年分消費税課税事業者のために）

消費税の免税事業者の方であっても、消費税が還付される場合があります。来年以降、事業用償却資産等の資産（建物等）の取得を予定されている事業者の方は必ず事務局までご相談ください。届出がない場合には、消費税の還付が受けられなくなります。（課税事業者になるための届出提出期限は令和元年12月31日です）。（注2）

なお、平成30年分課税売上高が1,000万円を超えた事業者の方、または令和元年1月1日から6月30日まで（特定期間）の課税売上高と支払給与総額のいずれもが1,000万円を超えていた方は、令和2年分は消費税の課税事業者となります。

※この表は個人事業者のみに適用します。

届出が必要な場合	届出書名	提出期限等
基準期間における課税売上高（平成30年分）が1,000万円超となったとき、または特定期間における課税売上高及び支払給与総額のいずれもが1,000万円超となったとき	消費税課税事業者届出書	事由が生じた場合、速やかに提出する
簡易課税制度を選択しようとするとき（注1）	消費税簡易課税制度選択届出書	令和元年12月31日 (原則適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで)
免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするとき（来年以降、償却資産等の資産の取得を予定している事業者は要検討）（注2）	消費税課税事業者選択届出書	令和元年12月31日 (選択しようとする課税期間の初日の前日まで)

（注1）平成30年分の課税売上高が5,000万円以下の事業者に限ります。※一定の条件に該当する場合は、3年間は簡易課税制度を選択できません。

（注2）いったん課税事業者選択届出書を提出すると、事業を廃止するときを除き、2年間は免税事業者に戻ることはできません。

※一定の条件に該当する場合は、2年間ではなく3年間は免税事業者に戻ることはできません。

10月・11月の税務相談日

10月7日(月)・21日(月)
11月5日(火)・18日(月)

今年もあと3ヶ月。税の疑問点は早めに解決しましょう。
相談日には、税理士会より派遣された顧問税理士が、税についての相談を受付けます。ご気軽にご相談ください。

◆時 間／10時～12時

（上記時間内であればいつでも指導を受けられます。指導時間は30分程度です。）

◆場 所／毎日西部会館9階事務局

◆携行書類／参考資料等・帳簿書類等・印鑑

（令和元年）にブルーリターンAを購入された方は隨時記帳指導を行っております。（要電話予約）

小規模企業共済「増額」「前納」をお勧めします！



当会で取り扱っております「小規模企業共済」（事業主及び共同経営者の退職金制度）は、月額1,000円～70,000円までの範囲内で500円単位の増額が可能です。例え500円（年間6,000円）であっても、毎年時期を決めて計画的に増額することをお勧めします。

さらに、掛金を1年分前払いすることで、その全額を支

払った年の所得税と住民税の所得控除にできます。

令和元年分の所得が多くて、税額が多額になりそうな方はぜひご検討下さい！

●現在、月払いにて加入中の方が、前納される場合

→ 11月8日(金)までに申し込み

●現在、未加入の方が加入と同時に前納される場合

→ 12月20日(金)までに申し込み

ボランティア活動に ご協力を！！

（一社）小倉青色申告会女性部では使用済切手・一円玉の募金活動を行っています。集められたものは（一社）全国青色申告会総連合女性部を通じて、「社会福祉法人聖明福祉協会（東京都）」に送っています。

同協会は特別養護老人ホーム聖明園を運営し、介護老人福祉事業、盲老人、盲大学生への福祉事業をおこなっており、使用済切手の収益金は施設設備・運営、盲大学生奨学金制度事業などに活用されています。小さな力も結集すれば、大きな力となります。是非ご協力ください。

★ 今月ご協力くださった方 ★

安木 久子様・渡辺 輝美様・唐津 春樹様・中原 幸江様
江崎 賢亮様・崎野 秀作様・市橋 由貴子様・岩永佐智子様
河越 宏様・入江 稔様（順不同）
ありがとうございました。

前月号でお知らせしていました女性スクール・青色の集いの開催日が変更になりました。

【変更前】11/8 (金) → 【変更後】11/7 (木)

時間帯等につきましては、変更はございません。
ご不明な点等がございましたらご連絡ください。

■事務局からのお知らせ

10/23はブロック大会（北九州市）出席の為、事務所を閉めさせて頂きます。

10/4・8・11・24・25・29.....徳永不在
10/2・7・9・10・15・18・30.....中村不在